

○農林水産省告示第三百六十八号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表二の付表第十五に基づき、昭和五
十年七月五日農林省告示第六百九十三号(フイリ
ピン共和国産マニラスープー種のマンゴウの生果
実に係る農林大臣が定める基準を定める件)の一
部を次のように改正し、平成九年四月一日から施
行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の「中「有害動物及び有害植物」を「検疫有
害動植物」に改め、同のア中「ミカソコミバエ」
を「ミカソコミバエ種群」に改め、同回を削る。
六中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん
包には、」に改め、六を七とする。
五の回中「各こん包」の下に「又は束ねたこん
包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加
える。

五 植物防疫官による確認

三の「の検査及び四の消毒が的確に行われた
ことが植物防疫官により確認されること。

ページ	段	行	誤	正
平成九年三月十二日	(另外第四十五号)			

同日(同号外)農林水産省告示第三百六十八号
(フィリピン共和国産マニラスイバ一種のマンゴ
ウの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める
件の一部を改正する件)
(原稿誤り)

五七二
一四別表二

別表一